

令和2年9月30日

就労系障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う就労系障害福祉サービス
における在宅でのサービス利用の延長について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
ございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策
を実施いただいているかと思いますが、見出しの件については以下のとおりの取
扱いとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 就労継続支援事業所または就労移行支援事業所における在宅でのサービス利 用について

令和2年6月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福
祉課事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱
い等について（第6報）」及び参考資料「新型コロナウイルス感染症への対応
に伴う就労系障害福祉サービスにおける柔軟な取扱い（令和2年6月19日
版）」に基づき、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所における在宅で
のサービス利用について、下記の実施期間において柔軟な対応を行います。

2 提出書類について

令和2年5月6日付け安城市通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福
祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（通知）」と同様
に、「新型コロナウイルス感染症に係る事務所外での障害福祉サービス提供予
定者名簿」を事前に市に提出をお願いします。ただし、やむを得ない場合は、
その限りではありません。

3 実施期間

令和2年10月1日（木）から令和2年10月31日（土）まで

今後も、新型コロナウイルス感染症に係る社会情勢をふまえ、取扱いを延長する場合があります。その場合は、追って連絡します。

4 その他

(1) 利用者の同意について

本通知に基づく対応を実施する場合においては、利用者本人またはご家族に対して訓練及び支援方法について十分な説明をし、同意を得てください。

(2) 運営規程について

在宅で就労継続支援または就労移行支援を提供するにあたり、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練及び支援内容並びに訓練及び支援状況を指定権者（愛知県等）から求められた場合には提出できるようにしてください。

(3) 相談支援事業所職員との情報共有について

在宅でのサービス利用による支援効果について、利用者を担当する相談支援事業所職員と情報共有してください。また、他の障害福祉サービスの利用状況に影響を与える可能性があるため、対象の利用者が他に利用している事業所に対しても情報を共有するように努めてください。

問い合わせ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係

電 話 0566-71-2259（直通）

F A X 0566-74-6789

E メール shofuku@city.anjo.lg.jp